

令和元年度土木関係設計単価改定（令和２年３月１日適用）に伴う
公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について（概要）

1 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第２項に定める工事の受注者は、「建設工事請負契約約款」（昭和３９年８月７日山形県告示第７０７号）第５７条の規定に基づき請負代金額の変更協議を請求できる。

2 具体的な取扱い

- (1) 令和２年３月１日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に変更を行う。

※ 変更後の請負代金額＝ $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

- (2) 令和２年２月２９日以前に契約を締結した工事の内、３月１日において工期の始期が到来していないものについては、建設工事請負契約約款第２６条６項の規定を準用した変更を行う。